

第4期（平成26～27年度）第7回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成28年1月25日（月） 午前10時から

場 所 日進市役所南庁舎2階第5会議室

出席者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子、鈴木久雄、林かぐみ、高平和彦、鈴木知代子、出原伸平、上田信子

欠席者 なし

事務局 小林正信（企画部長）、石川達也（企画政策課長）、川合陸仁（企画政策課課長補佐）、横井健（企画政策課企画経営係長）

説明の為に出席した者 福岡滋之（総務部次長兼総務課長）、三好恵太（総務課課長補佐）、石川雅之（市民協働課長）、杉田武史（市民協働課主幹）、鈴木崇正（市民協働課課長補佐）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり（1名）

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
  - （1）日進市自治基本条例に規定する委任条例について＜諮問事項1＞
    - 日進市住民投票条例
    - 日進市行政手続条例
    - 日進市情報公開条例
  - （2）日進市自治基本条例について＜諮問事項2＞
    - 市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について
- 4 今後の予定
- 5 閉会

配付資料

資料1 日進市住民投票条例

資料2 日進市住民投票条例施行規則

資料3 日進市住民投票条例について

資料4 日進市行政手続条例、日進市情報公開条例に関する資料

資料5 答申（案）（市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について）

参考資料 平成25年度における日進市市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法の検討結果について

発言者	内容
事務局	（開会 午前10時）
会長	（あいさつ）
会長	傍聴の申し出が1名ありますが、許可してよろしいでしょうか。
	（異議なし）

発 言 者	内 容
会 長	事務局、傍聴を許可しますので、傍聴者を入室させてください。 (傍聴者入室)
会 長	それでは、議題（１）「日進市自治基本条例に規定する委任条例について<諮問事項１>」、日進市住民投票条例について、担当課から説明をお願いします。
事 務 局	(資料１から資料３に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質問等がありますか。
会 長	日進市で住民投票の対象となる可能性がある事案はありますか。
事 務 局	市民から住民投票を行いたいという相談や、想定している事案はありません。
会 長	本委員会の意見としても、公職選挙法等の一部改正に伴い、住民投票の投票資格者の年齢を満２０年以上から満１８年以上に変更することについて賛成いたします。また、今後も自治基本条例に即して適切に運用していただくことを求めます。
会 長	続きまして、日進市行政手続条例と日進市情報公開条例について、担当課から説明をお願いします。
総 務 課	(資料４に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質問等がありますか。
会 長	これまでも行政不服審査法はありましたが、日進市でも同様に行政不服審査条例がありましたか。
総 務 課	ありません。しかし、今年の３月議会で今回説明しました２つの条例の改正に加え、「(仮称)日進市行政不服審査法施行条例」を提案する予定です。
会 長	全国の自治体が、今回の行政不服審査法の改正にあわせて条例をつくることになるのでしょうか。
総 務 課	行政不服審査法の条文の中で、書類等の写しの交付及び手数料に関する規定と第三者機関の設置に関する規定等は各自治体で規定することとなっているため、施行条例をつくる必要があります。ただし、自治体によっては、情報公開審査会を行政不服審査会に置き換える場合もありますので、全自治体が条例をつくるとは限りません。
会 長	行政不服審査法の改正に伴う条例ですが、他の自治体にはない日進市独自の内容がありますか。
総 務 課	独自というわけではありませんが、第三者機関の設置については、規約を設けて、豊明市、東郷町、日進市の３自治体で共同設置する予定です。
会 長	今回は法律改正に伴う条例改正であり、日進市独自の改正内容もありませんので、適切に条例改正を行ってください。また、全ての委任条例に通じることでありますが、法律改正など社会情勢を把握した上で、適切な運用と必要に応じた条例改正を行っていくことを求めます。
会 長	それでは、議題（２）「日進市自治基本条例について<諮問事項２>」、市民参加及び市民自治活動条例第２７条の規定に基づく定期的な評価について、担当課から説明をお願いします。

発 言 者	内 容
市 民 協 働 課	(これまでの委員会で審議した内容を踏まえて、会長と事務局で作成した資料5及び平成26年1月31日の答申内容である参考資料に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質問等がありますか。
委 員	資料5の2ページ表3(以下、表3とする)についてですが、定量的指標の例では、団体数や件数等の数値を多く選んでいる印象を受けます。このような数値を把握することは大切ですが、特にテーマ型コミュニティについては、活動の内容についてわかる満足度の指標を使った方がよいのではないのでしょうか。 また、地縁型コミュニティについても、この例にある区・自治会加入率は、駅前など賃貸が多い地域では低い数値となりますが、この結果を持って、その地域の自治活動が活発ではないとは言えないため評価が難しいと思います。
市 民 協 働 課	定量的指標の例としてあげたのは、経年変化を把握できるものとしており、この定量的指標と時宜にかなった内容を踏まえた上で質的評価につなげていきたいと考えています。
会 長	資料5の2ページに「質的又は定量的な指標を組み合わせることで評価すること」という記載がありますが、表3には定量的な指標の例しかないため、質的な指標についても例示したほうがよいのではないのでしょうか。満足度等の質的指標はアンケートをする必要があるため難しいかもしれませんが、質的な指標の記載が可能かを検討してください。
委 員	定量的な指標を例示していただきましたが、例えば登録団体数や来館者数の目標値をどのように設定するのでしょうか。
市 民 協 働 課	にぎわい交流館への来館者数は増える事が望ましいですが、来館者が快適に利用できているか等の質的内容を踏まえた上で評価すべきだと考えたため、目標値を設定しませんでした。
会 長	評価の時には、比較すべき数値が必要となるため、目標値を設定したほうがよいと思います。
市 民 協 働 課	今回例示した指標の一部は、総合計画の成果指標として利用しているため、総合計画上の目標値と比較することができます。
会 長	総合計画等で既に目標値が設定されている数値については、整合をあわせていき、それ以外の数値については、新たに目標値を設定していけばいいと思います。
市 民 協 働 課	目標値については、表3の中に具体的に記載するのではなく、文章の中で「目標値を設定して評価していく」のような表現ではどうでしょうか。
会 長	目標値を設定することができない指標もあると思いますので、文章の中に記載していただく方法で問題ないです。
委 員	表3にあるボランティア、NPO活動への参加率及びスタッフとしての参加率の数値はどのように計算するのでしょうか。
事 務 局	市民意識調査の結果を利用するため、市民意識調査を回答していただいた18歳以上の市民の中での参加率となります。
委 員	市民意識調査の結果ということはわかりました。市民意識調査以外で、ボラン

発 言 者	内 容
	ティアやNPO活動に参加している実人数を把握していますか。
市 民 協 働 課	協働事業については年1回とりまとめているので、団体数を把握することはできるとは思います、実人数までは把握できていません。
会 長	資料5の2ページ表2（以下表2）の基本構想策定時にパブリックコメント手続が必須となっているのは条例で定められているからでしょうか。
市 民 協 働 課	日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則第20条第1項で定めています。
会 長	今回新たに、当該事業に適した市民参加手続の方法を心がけてもらうように表2を、市民活動の状況を定量的に把握できるようにするために表3を提示していただいたことで、前回の答申で課題とした事項について改善案を提案していただいたこととなります。
委 員	資料5の1ページ表1（以下、表1）と表2の関連性について詳しく説明してください。また、ある自治体で図書館の設置に関する住民投票が行われましたが、市民参加の観点からどのように考えればいいでしょうか。
市 民 協 働 課	前回の答申で示した表1と今回新たに示した表2を併用して2つ以上の市民参加手続の選択をしていくことを意図しています。例えば、義務権利条例について制定・改廃ともに説明会に「◎」がついていますが、義務を課す市民に対して合意形成をしていくために行う説明会となるため、表1だと双方向の説明会の事を意味しています。 また、図書館の設置についてですが、表2の公共用施設設置計画の策定にあたりますが、市民との合意形成をとるために説明会やワークショップを行ったほうがよいと考えます。
会 長	住民投票条例があるため、住民投票を行うこともできますが、市民参加の観点で市と市民の双方向の合意形成ができていれば住民投票を行う必要がないのかもしれない。 表2は市民参加及び市民自治活動条例第7条第1項各号の内容に基づくものであり、表1については条例にとらわれず各場面に応じた手続について記載したものと考えればよいと思います。
委 員	住民投票は市民参加及び市民自治活動条例に規定されているのでしょうか。
事 務 局	住民投票については、住民投票条例で規定されています。
会 長	住民投票は市民参加の一つとして考えることができますが、自治基本条例では、市民参加と住民投票は異なる条項で規定されています。市民参加は市から参加の場を提供しますが、住民投票は市や議会が発議するだけでなく、市民が主体的に発議することができます。
委 員	「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価」については、質的又は定量的な指標の組み合わせによる評価・分析ができるよう」とありますが、これは表1のような事をしていくことを意味しているのでしょうか。 また、市民参加及び市民自治活動条例が施行されたことにより、市民参加の機

発 言 者	内 容
	会が保障されましたが、市民参加の結果、計画等にどれくらい反映されたのかという質的評価を行っていくのでしょうか。
市 民 協 働 課	今回の答申案の中では、これまでになかった表2を今後活用していくことで質的評価を実施していくことを考えています。市民参加の結果、市民の声がどれだけ反映されたかを評価することは難しいですが、検討していきたいと考えています。
会 長	表1や表2は計画などを策定する時の話になります。今、委員が言われたのは、実際に市民参加した後の評価をしていくべきだということになります。これは自由記述欄でいいので、市民参加の結果、何件意見が出て、そのうち何件反映したのか、反映したのならばどれだけ反映したのかを担当課に書いてもらうようにすればいいのではないのでしょうか。こうすることで、完成した計画などが、市の原案のままなのか、市民の意見を反映したものなのかがわかるようになります。
市 民 協 働 課	これまでも本委員会の中で報告していた「市民参加手続の実施状況」で、意見提出者数や意識調査の回答者数などのアウトプット数は掲載していましたが、その結果までは担当課に照会していませんでした。
事 務 局	また、市民意識調査の最後に自由記入欄があり、この中で市民参加に関する意見をいただいたりしています。
会 長	今後は、このような市民参加の結果について注視していただくと、市からの視点と市民からの視点の双方向の評価を知ることができると思います。
市 民 協 働 課	今後の課題として整理させていただきます。
委 員	資料5の3ページに「職員研修等を実施していく」となっていますが、表2を使った研修となるのでしょうか。
市 民 協 働 課	具体的な研修の方法については決まっていますが、今回の検討結果の内容については、職員へ周知していきたいと考えています。
委 員	表2の基本条例は自治基本条例の事を指しているのでしょうか。
市 民 協 働 課	自治基本条例も含まれますが、環境まちづくり基本条例や市民参加及び市民自治活動条例なども含まれます。
委 員	表2の基本条例の改廃のワークショップは「◎」の方がいいと思います。
市 民 協 働 課	ワークショップは条例等を新しく制定するときに適している手法と考えています。基本条例の改廃については、0から作り直す事を想定していないため「○」としました。
会 長	改廃といっても修正の内容に幅があるため、修正の大きさに応じて市民参加手続の方法を選択していけばいいと思います。
市 民 協 働 課	今後、この表2を職員へ周知するだけでは、活用してもらえない可能性があるため、各担当課が活用しているかを確認するチェックシートのような物を作ることを予定しています。例えば、「◎」と「○」の2つを選択した場合には、「◎」を2つ選ばなかった理由を確認できるようにしていきたいです。
委 員	市民協働課には、実際に計画や条例を策定する担当課から、どの市民参加手続

発 言 者	内 容
	をとるべきかの相談があるのでしょうか。
市 民 協 働 課	<p>審議会とパブリックコメントの組合せが一番選択されている市民参加の手法になります。特定の地域に強く影響を及ぼすような事例については、説明会などを選択してほしいと考えています。</p> <p>また、逆に丁寧に説明会をしたのに更にパブリックコメントを行わなければならないのかというところもあります。</p> <p>ワークショップは、用意に時間がかかったり、ノウハウが必要であったりするため一番難しい市民参加手続だと考えています。ただ、基本条例の大きな改正などはワークショップをした方がいいと考えますので、職員に経験を積んでもらうことが課題の一つであると考えています。</p>
会 長	市民参加及び市民自治活動条例施行後、2つの市民参加の手法をとる必要がでてきましたが、職員の意識は変わってきているのでしょうか。
市 民 協 働 課	本条例に規定されていない事柄でもパブリックコメントを実施するなど、職員の意識は変わってきたと考えています。
会 長	<p>どこかのタイミングで市民参加及び市民自治活動条例の効果について検証するようにしてください。</p> <p>今回の委員会で出た意見を踏まえて、答申案について事務局による修正を行います。</p>
会 長	次に、今後の予定について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	<p>諮問事項1、2ともに本日の議論を踏まえた答申案を会長と事務局で作成させていただきます。</p> <p>その答申案を委員の皆様を送付させていただきますので、ご確認をいただいた上で、次回の自治推進委員会において答申していただく予定です。</p>
会 長	本日の委員会はこれにて閉会いたします。
事 務 局	(閉会 午前11時30分)